

岐阜県建築審査会条例及び岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県建築審査会条例及び岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年二月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県建築審査会条例及び岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

(岐阜県建築審査会条例の一部改正)

第一条 岐阜県建築審査会条例(昭和二十五年岐阜県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「第九十七条の二第五項」を「第九十七条の二第六項」に改める。

(岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 岐阜県土木関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一十八の三の表備考第六号中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提 案 説 明

建築基準法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。

